

瀬戸内海国立公園魅力再発見イベント業務委託仕様書

1 業務の名称

瀬戸内海国立公園魅力再発見イベント業務

2 業務委託の目的

我が国で最初に国立公園に指定され、令和6年3月に指定90周年を迎えた「瀬戸内海国立公園」において、広い海域と点在する島々、それを望む陸地の展望地を活用したイベントの開催を通じ、地元住民を含む参加者の交流と当該地域の環境保全・保護活動への理解を増進することを目的として、本イベントの企画運営に係る業務を委託する。

3 業務期間

契約締結日～令和7年1月31日(金)

4 事業費（委託料）

1,793,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 業務実施方針

本業務の趣旨を十分に考慮したうえで、下記の内容に係る事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

- (1) 本イベントを通じて、県が推進する「エコツーリズム」の重要性をイベント参加者を中心に広く周知すること。
- (2) 瀬戸内海国立公園への訪問者、リピーターが増えるよう、地域の魅力を発信すること。
- (3) イベントの開催にあたり、雨天時の対応、代替日の設定など、開催に影響しないようあらかじめ準備しておくこと。

6 業務内容

県民向け自然環境保全啓発イベントの「イベント名称の考案」、「企画」、「設営及び運営」を行うこと。

- (1) 会場は、瀬戸内海国立公園（東予地域：今治市、西条市及び上島町）とする。
- (2) イベント規模は概ね50名の定員制とし、募集は愛媛県内在住者限定とする。
- (3) 開催時期は令和6年12月末までの土曜日又は日曜日(祝日含む)のうち1日とする。
(日程については、自然保護課と協議のうえ決定すること)
- (4) イベントは、瀬戸内海国立公園における当該地域の特性と現状を“知る”ことにより、自然公園への理解を増進するとともに、イベント参加者全員で課題や認識を“共有”し、環境保全意識の醸成を図るとともに参加者の行動変容を促進していくため、次の内容を必ず盛り込み実施すること。

①地域の特性を学ぶ自然観察会

当該地域の自然環境に精通した専門家（講師）等による自然観察会を実施することにより、自然公園の特性や保護していくべき地域の自然資源を理解し、環境保全

活動への意識を醸成すること。

(例：生き物観察、ビーチクリーン活動、シーグラスを用いたクラフト教室 等)

※ SUP、カヤック、サイクリングなど、地域特性を学べる要素があるものであっても、環境保全意識の醸成に直接的な関係が見込めない内容は不可とする。

②自然環境保護ミーティング（勉強会）

当該地域の自然環境に精通した専門家（講師）等と参加者全員によるミーティングを開催し、①をふまえ、当該地域の自然環境について、課題や認識を共有するとともに意見交換等を通じて、参加者の行動変容を促進すること。

(その他)

- 会場内装飾にかかるステージ、音響機器、展示用パネル、資材費用及び会場使用料、必要なガイド等の人件費を含むものとする。
ただし、昼食等を提供する場合、食事代については参加者負担とすること。
- 〔*のぼり旗、横断幕等については、県が別途予算(20万円程度)を計上しているため、作成内容について協議すること。〕
- イベント実施にあたり必要な保険への加入、行政機関等への必要な事務手続きを行うこと。
- イベント開催の周知については、県による情報提供のほか、集客に効果的な手法を行うこと。
- イベント参加者に対し、自然環境に関する理解度や、今後の公園利用の意向等を集計するためのアンケートを実施し、結果を集計のうえ報告すること。
- イベントにかかる委託費のうち、著名人等を参加させる場合は1名当たり100万円の出演料・謝金を上限とすること。
- イベント終了後に報告書や写真集等を作成する場合、本業務に含めないこと。
- イベントの中で賞品や報償品を用意する場合、安価な記念品（500円程度）ならば可とするが、現金や商品券等は不可とする。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (3) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ処理すること。